

町の人事行政の運営状況

「吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、本町職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営状況についてお知らせします。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況
(平成26年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
296,800円	322,800円	40歳2月

(4) 職種別の平均給料月額、平均経年数および平均年齢の状況
(平成26年4月1日現在)

区 分	職員数 (人)		平均給料 月額(百円)		平均経年 年数(年月)		平均年齢 (歳月)	
	25年	26年	25年	26年	25年	26年	25年	26年
一 般 行政職	106	108	2,951	2,967	17.5	16.9	39.3	39.5
技 能 労務職	4	4	2,948	2,988	37.0	31.5	55.6	55.7

(5) 職員の初任給の状況
(平成26年4月1日現在)

区 分		吉 岡 町		国	
		決定初任給		決定初任給	
一般行政職	大 学 卒	172,200円		172,200円	
	高 校 卒	140,100円		140,100円	

(6) 級別職員数の状況
(平成26年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な 職務内容	主事補	主 事	主 任	係 長 室長補佐	室 長	課 長	
職員数 (人)	7	27	37	16	16	9	112
構成比 (%)	6.3	24.1	33.0	14.3	14.3	8.0	100

(注) 1. 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 職員手当の状況(期末・勤勉手当)
(平成25年度支給割合)

町		国	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期 1.225月分	6月期 0.675月分	6月期 1.225月分	6月期 0.675月分
12月期 1.375月分	12月期 0.675月分	12月期 1.375月分	12月期 0.675月分
計 2.60月分	計 1.35月分	計 2.60月分	計 1.35月分

(8) 特別職の報酬などの状況
(平成26年4月1日現在)

	区 分	月 額 (円)	期末手当 (月分)
給 料	町 長	726,000	6月期 1.90
	副 町 長	580,000	12月期 2.05
	教 育 長	536,000	計 3.95
報 酬	議 長	278,000	6月期 1.90
	副 議 長	212,000	12月期 2.05
	議 員	190,000	計 3.95

(注) 期末手当は平成25年度支給割合です。

1 職員の任免および職員数

(1) 職員採用
(平成25年4月1日～26年3月31日)

区 分	競 争 試 験		
	男 性	女 性	計
一般行政職	1	3	4
技能労務職	0	0	0
計	1	3	4

(2) 退職
(平成25年4月1日～26年3月31日)

定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
1	1	0	0	2

(3) 部門別職員数の状況
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	備 考
		25年	26年		
一般行政部門	議 会	2	2	0	
	総 務	30	31	1	
	税 務	9	9	0	
	民 生	8	8	0	
	衛 生	6	6	0	
	農林水産	7	6	▲1	
	商 工	2	2	0	
	土 木	10	12	2	
	小 計	74	76	2	
特別行政部門	教 育	15	15	0	
	消 防	—	—	—	
	小 計	15	15	0	
公営企業等会計部門	水 道	6	6	0	
	下 水 道	6	6	0	
	そ の 他	9	9	0	【内訳】国保3、後期高齢2、介護保険4 計9人
	小 計	21	21	0	
合 計		110	112	2	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、教育長、臨時および非常勤職員を除いています。

2 職員の給与

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本 台帳人口 (H26.4.1)	歳出額 A	実質 収支	人件費 B	人件費 比率 B/A	(参考) 24年度の 人件費比率
25年度	20,343 人	6,385,864 千円	287,460 千円	733,650 千円	11.5 %	13.0 %

(注) 人件費には、特別職(町長・副町長・教育長・議会議員・消防団員など)に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(全会計当初予算)

区 分	職員数 A	給 与 費 (千円)				1人当りの 給与額 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
26年度	112人	395,460	51,581	139,698	586,739	5,239

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 給与費は当初予算に計上された額です。

お知らせします

5 職員の服務

◆服務規律の確保

地方公務員法第30条で「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しており、飲酒運転防止の徹底など服務規律の確保について全職員に対し指導を行いました。

6 職員の研修の状況

(平成25年4月1日～26年3月31日)

研 修 名	研修回数	参加者数
階層別職員研修	3 回	11人
能力開発・向上研修	14回	22人

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策 (平成25年4月1日～26年3月31日)

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	60人
定期健康診断	48人

(2) 公務災害補償の概要

常勤職員の公務上の災害または通勤途上の災害により、負傷、疾病、障害または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金が認定と補償を行っています。

(3) 互助会等に対する助成

	金額等	
①職員に対する助成金額	0 千円	
②職員による掛金の額	0 千円	平成25年4月から平成26年3月まで
③公費負担率 ①／(①+②)	0.0 %	
④職員一人あたりの助成金額	0 千円	

8 勤務条件に関する措置要求の状況

(平成25年4月1日～26年3月31日)

措置要求件数	0 件
--------	-----

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、町が適当な措置をとるように、公平委員会に要求することができます。

9 不利益処分に関する不服申立て

(平成25年4月1日～26年3月31日)

不利益処分に関する不服申立て件数	0 件
------------------	-----

職員は、懲戒処分など、その意に反する処分を受けた場合は、公平委員会に不服申立てができます。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

(平成26年4月1日現在)

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況

(平成25年1月1日～12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
4,210日	996日	109人	9.1日	23.7%

(3) 育児休業

(平成25年4月1日～26年3月31日)

区 分	男	女
平成25年度に育児休業を取得した者	0 人	1 人
前年度から引き続けている者	0 人	1 人

4 職員の分限および懲戒処分

◆処分者数

(平成25年4月1日～26年3月31日)

処分の内容		処 分 者 数
分 限 処 分 公務能率の維持およびその適正な運営を確保する目的から一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分	免 職	0 人
	降 任	0 人
	休 職	0 人
	降 給	0 人
懲 戒 処 分 公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務の規律と秩序を維持する観点から、職員の道義的責任の追及を目的として行われる不利益処分	免 職	0 人
	停 職	0 人
	減 給	0 人
	戒 告	0 人

